別紙様式第七号の二第４の生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１中㉖を㉗とし、㉕の次に次のように加える。

㉖　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下㉖において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

別紙様式第七号の二第５の表記載上の注意１中⑧を⑨とし、⑦の次に次のように加える。

⑧　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下⑧において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、事業年度において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識したものの金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

別紙様式第七号の二第２の３㈣及び⑸の表記載上の注意８中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改める。

別紙様式第十一号第２の表記載上の注意１中㉑を㉒とし、⑳の次に次のように加える。

㉑　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下㉑において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

別紙様式第十一号第３の表記載上の注意１中㈣を⑸とし、㈢の次に次のように加える。

㈣　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下㈣において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、中間会計期間において、外国保険会社等が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識したものの金額及び外国保険会社等が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

別紙様式第十一号の二第２の表記載上の注意１中㉑を㉒とし、⑳の次に次のように加える。

㉑　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下㉑において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

別紙様式第十一号の二第３の表記載上の注意１中⑤を⑥とし、④の次に次のように加える。

⑸　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下⑸において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、中間会計期間において、外国保険会社等が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識したものの金額及び外国保険会社等が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

別紙様式第十一号の二第３の表記載上の注意１中㉔を㉕とし、㉓の次に次のように加える。

㉔　次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第３項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（外国保険会社等が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下㉔において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高

①　未償却出再手数料及びこれに附帯して外国保険会社等が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

②　外国保険会社等が、元受保険契約（外国保険会社等が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。